

民法（債権関係）の見直しについて

現在、法制審議会民法（債権関係）部会では、民法のうち債権関係の規定の見直しについての調査審議が行われています。

○ 諮問第88号（平成21年10月28日総会）

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

○ 見直しの対象

民法のうち債権関係の規定について、契約に関する規定を中心に見直しが行われています。

具体的には、民法第3編「債権」の規定のほか、同法第1編「総則」のうち第5章（法律行為）、第6章（期間の計算）及び第7章（時効）の規定が検討対象であり、このうち事務管理、不当利得及び不法行為の規定は、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限定して見直すこととされています。